

「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨等

(1) 改正の趣旨

部活動を原則実施しないこととする暑熱環境の基準を改めるもの

(2) 背景

本年度、本道全域に熱中症警戒アラートが発表され、暑さを理由とした臨時休業等が初めて行われるなど、これまで例のない対応が求められており、児童生徒の健康や生命を守る体制の整備に万全を期す必要があること。

2 改正の内容

部活動を原則行わないこととする暑熱環境の基準の適正化

改正後	現 行
活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が 31℃以上の場合	気象庁等の熱中症警戒アラートが発せられた場合

3 施行期日

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日